ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

第二十三条第一項中「又は」を「、」に改め、「若しくは所在地」の下に「又は第十三条第一項第三号に掲げる事項」を加え、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「前事業主及び新事業主」を「変更後の事業主」に改め、「、連署をもつて」を削り、同項後段を削り、同項第二号中「前事業主」を「変更前の事業主」に、「新事業主」を「変更後の事業主」に、同条第二項中「前事業主及び新事業主」を「変更後の事業主」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を第十四号とし、第一号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一　オラキンドックス

附　則

この省令は、平成二十七年八月二十一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年五月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―三―四二

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「一万二千円」を「一万三千円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六―三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告　示

○法務省告示第二百九十九号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四条第二項の規定に基づき、少年院の種類を次の表のとおり定め、同法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

なお、昭和二十五年法務府告示第九十八号は、平成二十七年五月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年五月二十七日

法務大臣　上川　陽子

少年院種類表

少年院	種類
帯広少年院	第一種　第二種
北海少年院	第一種
紫明女子学院	第一種　第二種
月形学園	第一種
盛岡少年院	第一種
東北少年院	第一種
青葉女子学園	第一種　第二種
置賜学院	第一種
茨城農芸学院	第一種
水府学院	第一種
喜連川少年院	第一種
赤城少年院	第一種
榛名女子学園	第一種　第二種　第四種
市原学園	第一種
八街少年院	第一種
多摩少年院	第一種
関東医療少年院	第三種　第四種
愛光女子学園	第一種
久里浜少年院	第一種　第二種　第四種
小田原少年院	第一種
神奈川医療少年院	第一種　第二種
新潟少年学院	第一種
有明高原寮	第一種
駿府学園	第一種
湖南学院	第一種
瀬戸少年院	第一種
愛知少年院	第一種
豊ケ岡学園	第一種
宮川医療少年院	第一種　第二種
京都医療少年院	第三種　第四種
浪速少年院	第一種
交野女子学院	第一種　第二種　第四種
和泉学園	第一種
泉南学寮	第一種
加古川学園	第一種
播磨学園	第一種
奈良少年院	第一種　第二種　第四種
美保学園	第一種
岡山少年院	第一種
広島少年院	第一種
貴船原少女苑	第一種　第二種
丸亀少女の家	第一種　第二種
四国少年院	第一種
松山学園	第一種
筑紫少女苑	第一種　第二種
福岡少年院	第一種
佐世保学園	第一種
人吉農芸学院	第一種
中津少年学院	第一種　第二種
大分少年院	第一種　第二種
沖縄少年院	第一種
沖縄女子学園	第一種　第二種

備考　北海少年院所轄紫明女子学院については北海少年院から、東北少年院所轄青葉女子学園については東北少年院から、和泉学園所轄泉南学寮については和泉学園から、加古川学園所轄播磨学園については加古川学園から、それぞれ独立して在院者に対し矯正教育を行う施設であることから、本表に記載している。

○外務省告示第百六十七号

平成二十七年五月十四日にマプトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十七年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、モザンビーク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモザンビーク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百九十二億三千五百万円（二九、二三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ナカラ港開発計画